答申第2号 平成30年9月27日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会 会長 後 藤 武 夫

国及び岐阜県の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報を外部 提供することについて(答申)

平成30年9月12日付け中行管第32号諮問第2号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定により、平成30年9月12日中行管第32号により諮問のあった、国及び岐阜県の行う住民意向アンケート調査のために、市の保有する個人情報を外部提供することについては、審議の結果、情報を提供する際には、中津川市において当該住民意向アンケート調査が目的達成に必要最小限の調査項目について無作為抽出等の科学性の担保された手法によるものであることを確認し、アンケート調査において合理的に必要とされる数量の提供にとどめ、提供の際には内容が外部に漏れることのないよう十分に配慮された方法を取ることを前提とし、公益性があると判断する。

- 2 外部提供に係る個人情報の項目
 - ・住民意向調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな
- 3 個人情報を外部提供することについて公益性があると認める理由
 - (1)事業は国及び岐阜県が行うものに限定しており、事業主体の公益性は確保される。
 - (2) 個人情報を利用する目的は、施策の企画・立案及び計画の策定等に関する 住民意向アンケート調査に限定されており、利用目的の公益性は確保される。
 - (3) 事業主体となる国及び岐阜県は、行政機関の保有する個人情報の保護に関

する法律又は岐阜県個人情報保護条例を整備しており、提供された情報は保護される。

- (4) 中津川市において対象者の無作為抽出を行うことにより、アンケート調査 において合理的に必要とされる以上の情報を提供することがなければ提供先 における恣意的な操作を防ぐことが出来る。
- (5) アンケート調査が実施されることにより、住民の意向が適切に国及び岐阜県の施策に反映され、その結果を受けた中津川市においても住民の意向を施策に反映させることができるため、公共の福祉の増進を図ることが出来る。
- (6) 以上のことから、国及び岐阜県の行うアンケート調査のために、市の保有 する個人情報を外部提供することについては、公益上特に必要があると認める ことができる。

4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成30年9月12日	諮問書受理
平成30年9月27日	実施機関の説明及び審議
平成30年9月27日	答申

5 中津川市個人情報保護審査会委員

役 職	氏 名	備考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副会長	池田 香代子	人権擁護委員
委 員	高田 尚彦	中京学院大学経営学部准教授